

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の支給

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している中で、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

受付期間

6月1日(木) ~
令和6年2月29日(木)

ひとり親世帯への支給分

支給額 児童1人あたり一律5万円

問合せ先 子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい ☎96-8822)

対象者 次のいずれかに該当する人

①令和5年3月分の児童扶養手当が支給された人または令和5年4月分の児童扶養手当が新たに支給された人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します(5月中旬発送予定)。

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 5月31日(水)に児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

②公的年金等※1を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人で、収入が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人(①の対象者を除きます。)

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子育てサポートグループへ提出してください。

※窓口での申請が難しい場合は、郵送も受け付けますのでお問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

※1 公的年金等…遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金など

③令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(①の対象者を除きます。)

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子育てサポートグループへ提出してください。

※窓口での申請が難しい場合は、郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

※申請書等は、子育てサポートグループ(あいあい)の窓口にも備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。



ひとり親世帯以外への支給分

支給額 児童1人あたり一律5万円

問合せ先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

対象者 次のいずれかに該当する人

①亀山市が令和4年度中に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の支給対象者であった人

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します(5月中旬発送予定)。

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 5月31日(水)に令和4年度に支給した給付金の振込口座へ振り込みます。ただし、受給資格等の審査が必要な場合は、審査が済み次第、随時、振り込みます。

②①以外の対象児童の養育者であって、令和5年度住民税均等割非課税の人または食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入になった人

対象児童 平成17年4月2日(障がい児については、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までの間に出生した児童

申請方法 原則、申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を医療年金グループへ提出してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※高校生のみ養育している人や公務員などで、②に該当する人は、申請が必要です。

※窓口での申請が難しい場合は、郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

※申請書等は、医療年金グループ(本庁1階)の窓口にも備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

